

一 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>(自己資本の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 退職給付に係る資産の額</p> <p>二 七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係</p>	<p>(自己資本の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 退職給付に係る資産又は前払年金費用の額</p> <p>二 七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定に</p>

る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
六・七 (略)
3 (略)

よりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部
分
六・七 (略)
3 (略)

二 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>(自己資本の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ハ 退職給付に係る資産の額</p> <p>二 七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職</p>	<p>(自己資本の額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ハ 退職給付に係る資産又は前払年金費用の額</p> <p>二 七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職</p>

<p>3 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>給付に係る資産のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p>	<p>3 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>分</p> <p>給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部</p>
--	--